

その他の法令文書

統 合 文 書 - 国 会 事 務 局

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

電 力 法

国会の 2004 年 12 月 3 日付電力法 No.28/2004/QH11 は、2005 年 7 月 1 日から効力を有し、以下のとおり改正及び補充された：

1. 国会の 2012 年 11 月 20 日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 は、2013 年 7 月 1 日から効力を有する；

2. 国会の 2018 年 6 月 15 日付マスタープランに関連する 11 法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.28/2018/QH14 は、2019 年 1 月 1 日から効力を有する。

第 10 期第 10 回国会の 2001 年 12 月 25 日付決議 No.51/2001/QH10 に従って改正及び補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

本法は電力に関して規定する¹。

¹ 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 は、以下の施行根拠を有する：

“決議 No.51/2001/QH10 に従って改正及び補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

国会は、電力法 No.28/2004/QH11 の幾つかの条項を補充及び改正する法律を施行する。”

マスタープランに関連する 11 法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.28/2018/QH14 は、以下の施行根拠を有する：

“ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

国会は、食品安全法 No.55/2010/QH12，商工業法 No.53/2014/QH13，医薬品法 No.105/2016/QH13，投資法 No.67/2014/QH13，公共投資法 No.49/2014/13，法律 No.24/2012/QH13 に従って幾つかの条項が改正及び補充された電力法 No.28/2014/QH11，化学製品法 No.06/2007/QH12，科学技術法 No.29/2013/QH13，煙草有害防止法 No.09/2012/QH13，効率的かつ効果的なエネルギー利用に関する法律 No.50/2010/QH12，並びに児童法 No.102/2016/QH13 のマスタープランに関連する幾つかの条項を改正及び補充する法律を公布す

第 1 章 一般規定

第 1 条. 調整範囲

本法は、以下について規定する；電力開発マスタープラン及び投資；節電；電力市場；電気事業及び電力利用に係る組織又は個人の権利及び義務；電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全。

第 2 条. 適用対象

本法は、ベトナムにおける電気事業、電力利用又はその他の各々の電力に関連する活動に係る組織又は個人に対して適用する。ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟する国際条約が本法の規定に対してその他の規定を有している場合、当該国際条約の規定を適用する。

第 3 条. 用語解説

本法において、以下の各々の用語は次のように解釈される：

1. 「電気事業」とは、以下の各々の分野における組織又は個人の活動のことをいう：電力開発マスタープラン及び投資；発電；送電；配電；電力システム調整；電力市場取引運営；電力卸売；電力小売；電力専門コンサルタント；関連するその他の多くの活動。
2. 「電力ユニット」とは、以下の活動を実施する組織又は個人のことをいう：発電；送電；配電；電力システム調整；電力市場取引運営；電力卸売；電力小売；電力専門コンサルタント；関連するその他の多くの活動。
3. 「電力グリッド」とは、送電のための送電線システム、変圧器及び付属機器・設備のことをいう。電力グリッドは、使用目的及び運営管理目的により、送電グリッド及び配電グリッドに区別される。
4. 「電力卸売」とは、第三者に対して再販売するために、他の電力ユニットに対して、当該電力ユニットの電力を販売する活動のことをいう。
5. 「電力小売」とは、電力需要家に対して、電力ユニットの電力を販売する活動のことをいう。
6. 「電力需要家」とは、その他の組織又は個人に対して再販売をせずに、（自ら）使用するための電力を購入する組織又は個人のことをいう。

る。”

7. 「大口電力需要家」とは、電力システムのそれぞれの開発段階に応じた商工省²の規定に従って、容量と生産量を大規模に消費する、電力需要家のことをいう。

8. 「電力価格表」とは、各々の互いに異なる（様々な）条件に従って、各々の電力売買対象に対して適用される、各々の具体的な電力の価格水準及び価格帯のリストのことをいう。

9. 「電力価格帯」とは、最低価格（floor price）と最高価格（ceiling price）との間の電力価格の許容変動範囲のことをいう。

10. 「国家電力システム」とは、相互に接続され、全国において統一的に統括される、各々の発電及び送電機器・設備並びに付属機器・設備のシステムのことをいう。

11. 「電力規制」とは、安全、安定及び品質（の高い）電力供給、効率的かつ効果的な電力利用並びに公平性、透明性及び法令の規定への正しさを確保するための、各々の電気事業及び電力市場に対する国家の影響のことをいう。

12. 「電力システム調整」とは、手続き、技術規格³及び確定された運転方式に従って、国家電力システムにおける発電、送電又は配電過程を統率し、制御する活動のことをいう。

13. 「電力市場取引運営」とは、電力市場における各々の電力売買取引及び付随サービスを管理及び調整する活動のことをいう。

14. 「電気計量設備」とは、メーターの各々の種類、電力測定器の各々の種類及び付帯している各々の設備及び付属品を含む、容量、電気エネルギー、電流、電圧、周波数又は力率を計量する設備のことをいう。

15. 「電気窃盗」とは、電気計量におけるメーター及び関連するその他の各々の電力機器・設備の計量指標の改ざんを目的として影響を与える、故意又は共謀によるメーターの計量指標の不正記録及び各々のその他の詐欺による電力を盗む行為といった、メーターを経由せずに違法に電力を盗む行為のことをいう。

16. 「電力施設」とは、以下の活動のための各々の手段、機械、設備及び直接サービス建設構造のことをいう：発電、送電、配電、電力システム調整、電力売買；電

² 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

力施設保護システム；電力グリッド安全保護エリア；電力施設用地；その他の付帯施設。

17.⁴ 「電力卸売価格」とは、再販売するために、他の電力ユニットに対して販売する当該電力ユニットの売電価格のことをいう。

18.⁵ 「電力小売価格」とは、電力需要家に対する売電ユニットの売電価格のことをいう。

第 4 条. 電力開発政策

1. 持続的な電力開発は、全ての資源を最大限に活用し、安定・安全・経済的な品質及び文化的なサービスを有する国民生活及び経済-社会発展のために電力エネルギー需要を満たし、かつ、国防、安全保障及び国家エネルギー安全保障の確保に貢献する。

1a.⁶ 農村、山岳地帯、国境、島嶼及び特に困難な経済-社会条件を有する地域のために電力開発を優先する。

2. 以下のために、公開、平等及び健全な競争の原則に従って電力市場を構築及び開発し、国家による規制を行う：電気事業における効果を高めるため；各々の電力ユニット及び電力需要家のための合法的な権利及び利益を確保するため；発電、配電、電力卸売、電力小売及び電力専門コンサルタントの活動に参画する全ての経済セクターを惹きつけるため。経済-社会、国防及び安全保障に関して特に重要な意義を有する、送電、国家電力システム調整、各々の大規模発電所の建設及び運営に係る活動については、国家が独占する。

3.⁷ 以下において、科学技術の進歩を適用する：電気事業、各々のエネルギー源の利用の節約及び効果を高めるための電力利用、環境保護；電力開発の要求に対応するための最新設備の研究、開発、生産及び利用の推奨。

⁴ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 1 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁵ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 1 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁶ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 2 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 2 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

4.⁸ 発電のための各々の新エネルギー源及び再生可能エネルギー源の開発及び利用を推進する；各々の新エネルギー源及び再生可能エネルギー源を利用する発電所の開発・投資プロジェクトに対する優遇政策を有する。

第 5 条. 電気事業における国際協力

国家の独立及び主権並びに各々の相互利益の尊重に基づき、電気事業に関する国際協力及び国際経済統合を拡大する。国家は、以下のために、尊重するとともに有利な条件を整備する：ベトナムにおける電気事業に参加する組織又は個人；電気事業における外国の組織又は個人、国際組織と協力する国内の組織又は個人。

第 6 条. 電力に関する法令の周知, 普及, 教育

1. 各々の（中央政府の）省,（中央政府の）省レベルの機関, 政府直轄機関, 各々のレベルの人民委員会及び電力ユニットは、自らの責任の範囲内で、各々の大衆情報機関（マスメディア）及び学校と協働し、国民が安全、効率的かつ効果的に電力を利用すること、並びに電力に関する法令の各々の規定を厳正に執行することについて、普及及び教育を実施するとともにガイダンスする。

2. ベトナム祖国戦線及び各々の構成組織は、自らの責任の範囲内で、電気事業及び電力利用に関する国家管理機関と協働し、国民が安全、節約かつ効果的に電力を利用すること、並びに電力に関する法令の各々の規定を厳正に執行することについて、周知及び運動をする。

第 7 条. 電気事業及び電力利用において禁止されている各々の行為

1. 各々の電力機器・設備, 電気計量設備及び電力施設を破壊する。
2. 本法の規定に従った許可証を有せずに電気事業を行う。
3. 法令の規定に違反して、電力を止めたり、切断する。
4. 発電, 送電, 配電及び電力利用における安全に関する各々の規定に違反する。
5. 電気事業及び電力利用の検査を妨害する。
6. 電気を窃盗する。
7. 動物を罠にかけて捕獲する又は保護の方法のために電力を利用する。ただし、本法第 59 条に規定される場合を除く。

⁸ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 2 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

8. 電力グリッド安全エリアの保護, 送電線と変電所の安全距離に関する各々の規定に違反する。
9. 電気事業及び電力利用を行う組織又は個人の合法的な権利及び利益に, 損害を与える忠実ではない情報を提供する。
10. 電気事業及び電力利用において, ゆすり, 迷惑, 不正な利益を生じさせるために, 職務, 権限を利用する。
11. 電力に関する法令の規定に違反する各々の他の行為。

第 2 章

電力開発マスタープラン及び電力開発投資

第 8 条. 電力開発マスタープラン⁹

1. 電力開発マスタープランとは, 電力開発の各々の投資活動に対する根拠となる国家レベルのマスタープランのことをいう。
2. 電力開発マスタープランの立案は, マスタープランに関する法令の規定及び以下の各々の原則を遵守しなければならない:
 - a) 国家エネルギー開発戦略を根拠とする;
 - b) 全ての新エネルギー源, 再生可能エネルギー源を含む発電のための各々の一次エネルギー源の開発方向性に合致する。
3. 電力開発マスタープランの時期は, 10 年とする。電力開発マスタープランの展望 (ビジョン) は, 30 年から 50 年とする。

第 8a 条.¹⁰ (削除)

⁹ 本条は, マスタープランに関連する 11 法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.28/2018/QH14 第 6 条第 1 項の規定に従って改正及び補充され, 2019 年 1 月 1 日から効力を有している。

¹⁰ 本条は, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 4 項の規定に従って補充され, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している:

“第 8a 条. 電力開発マスタープランの内容

1. 電力開発マスタープランは, 以下の多くの主な内容を含む:
 - a) マスタープランの段階における経済-社会開発及び国家エネルギーシステムの状況に関する総覧;
 - b) 電力需要の予測;
 - c) 各々の一時エネルギー源, 開発可能性, エネルギー輸出入可能性の評価; 各々の地区・地域間での電力融通の可能性; 電力生産のための燃料価格の予測;

第 9 条. 電力開発マスタープランの立案, 審査決定, 承認, 公表, 実施組織及び調整¹¹

1. 商工省は、電力開発マスタープランの立案を実施し、政府首相がマスタープランに関する法令の規定に従って承認するよう、(政府首相に) 提出する。
2. (地方政府の) 省レベルの人民委員会は、(地方政府の) 省のマスタープランにおける電力供給ネットワーク開発方法の内容の立案を実施する。
3. 電力開発マスタープランの立案, 審査決定, 承認, 公表, 実施組織及び調整は、マスタープランに関する法令の規定に従う。

d) 電源開発, 送電グリッド開発, 各々の国内地域の電力グリッド連結, 新エネルギー源開発, 再生可能エネルギー源開発及び各々の関連するその他の内容に対する詳細プログラムを含む国家電力開発プログラム;

d) 国家電力開発プログラムに対する総合的な建設及び投資資金の分量, 国家電力開発プログラムの主要な経済-財政分析;

e) 環境保護及び自然災害の防止;

g) 電力施設のために予定される土地基金;

h) マスタープランの段階における国家電力開発プログラムの実施を保証するためのメカニズム, 政策及び解決策。

2. (地方政府の) 省及び中央直轄市の電力開発マスタープランは、以下の多くの主要な内容を含む;

a) マスタープランの段階における(地方政府の) 省及び中央直轄市の経済-社会開発のマスタープラン, 方向性及び目的;

b) マスタープランの段階における各々の県, 群, 市, (地方政府の) 省直轄市に対する詳細な電力需要予測;

c) 以下の評価: 全ての新エネルギー, 再生可能エネルギーを利用する電源を含む地方における各々の電源開発の潜在可能性; 各々の近隣地域に対する電力融通の可能性;

d) 地方, とりわけ経済-社会に特に困難な条件を有する地域における電力供給の現状評価;

d) マスタープラン立案の各々の段階のための(地方政府の) 省及び中央直轄市の(電) 源・送電グリッド開発プログラム; 各々の県, 群, 市, (地方政府の) 省直轄市のための詳細送電グリッド開発の設計見取り図;

e) 環境保護及び自然災害の防止;

g) 選定された電力開発マスタープランの方法の対する総合的な建設及び投資資金の分量, 選定された方法の経済-財政分析;

h) 電力施設のために予定される土地基金;

i) マスタープランの段階における(地方政府の) 省, 中央直轄市の電力開発マスタープランの実施を保証するためのメカニズム, 政策及び解決策。

本条は、マスタープランに関連する 11 法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No. 28/2018/QH14 第 8 条第 4 項の規定に従って削除され、2019 年 1 月 1 日から効力を有している。

¹¹ 本条は、マスタープランに関連する 11 法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.28/2018/QH14 第 6 条第 2 項の規定に従って改正及び補充され、2019 年 1 月 1 日から効力を有している。

第 10 条. 電力開発マスタープランの立案, 審査決定, 承認, 公表及び調整, 並びに実施の評価の費用¹²

電力開発マスタープランの立案, 審査決定, 承認, 公表及び調整, 並びに実施の評価の費用は, マスタープランに関する法令の規定に従う。

第 11 条. 電力開発投資

1.¹³ 電力開発投資は, 電力開発マスタープランに合致していなければならない。電力開発マスタープランに掲載されていない投資プロジェクトは, 電力開発マスタープランを立案する機関が, マスタープランの承認権限を有する機関が認可するよう, (マスタープランの承認権限を有する機関に) 提出する場合にのみ実施される。

2. 電力プロジェクトの投資家は, 投資, 建設及び環境保護に関する法令の各々の規定を正しく実施する責務を有する。

3. 発電, 送電及び配電に係るユニットは, 売電のためのメーターまでの発電所, メーター及び送電線の投資・建設の責務を有する。

4. 電力施設の新設又は改修, 拡張を行う組織又は個人は, 技術規格¹⁴, 業界基準又は規定する権限を有する国家機関によるベトナム国家基準 (TCVN) の各々に適合した, 最新の科学技術の各々の機器・設備を使用しなければならない。

5. 商工省¹⁵及び (地方政府の) 省レベルの人民委員会は, それぞれの期間に投資を誘致する各々の電力プロジェクト及び認可された投資プロジェクトのリストを公表する。

第 12 条. 各々の電力施設のための土地利用

1. 電力開発マスタープラン, 並びに権限を有する国家機関により承認された土地の利用に関するマスタープラン及び計画に基づき, 各々のレベルの人民委員会は, 各々の電力施設の建設のための土地基金を十分に割り当てる責務を有する。

¹² 本条は, マスタープランに関連する 11 法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.28/2018/QH14 第 6 条第 3 項の規定に従って改正及び補充され, 2019 年 1 月 1 日から効力を有している。

¹³ 本項は, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 6 項の規定に従って改正及び補充され, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

¹⁴ 「技術規範」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って, 「技術規格」という文言に置き換えられ, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

¹⁵ 「工業省」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って, 「商工省」という文言に置き換えられ, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

2. 投資家は、電力施設に係る投資プロジェクトを立案する時、利用する必要のある土地の面積、並びに補償及び土地収用方法を明確に確定しなければならない。

3. 電力投資プロジェクトが承認された後、権限を有する国家機関は、プロジェクトを実施する投資家のために、土地の割当て及び土地の賃貸を規定する。

4. 各々のレベルの人民委員会は、自らの任務及び権限の範囲内において、電力プロジェクトの投資家に対して、以下を指導するとともに、協働する責務を有する：土地収用、移住、再定住に係る計画の立案及び実施；土地、財産の損害賠償；プロジェクトのための用意された土地の面積及び電力施設の安全エリアの保護。

第 3 章

発電、送電、配電及び電力利用における節約

第 13 条. 節電に係る政策並びに奨励及び促進措置

1. 国家は、以下の各々の政策により、節電を支援及び奨励する：

a) 節電製品リストに属する製品及び機器・設備、資材、節電製品を生産するための輸入された技術ラインに対して税制優遇を適用し、国内生産又は輸入を奨励する；

b) 科学研究及び技術開発の結果を応用したプロジェクト、各々の節電製品を生産する投資プロジェクト又は節電を目的とした投資プロジェクトは、開発支援基金及び科学技術開発基金から、優遇融資を受けることができる；

c) 各々の新エネルギー源及び再生可能エネルギー源を利用する発電所開発の投資プロジェクトは、財政省のガイダンスに従って、投資、電力価格及び税制に関する優遇を享受することができる。

2. 各々の（中央政府の）省、（中央政府の）省レベルの機関、政府直轄機関及び各々のレベルの人民委員会は、以下の責務を有する：効率的かつ効果的な電力利用を推進するプログラム及びプロジェクトを構築する；節電目標を達成するために科学研究及び技術開発に対して妥当な経費を配分する。

3. 経済-社会開発の目標に基づき、商工省¹⁶は、プログラムの構築に関連する各々の（中央政府の）省及び分野と協業し、政府首相が省エネルギーに関する国家目標を規定するよう、（政府首相に）提出する。

¹⁶ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

第 14 条. 発電における節約

1. 発電ユニットは、先進的かつ高効率の発電技術を選択するとともに、発電に利用する燃料及び各々のエネルギー源の節約のために発電設備を最適に運転する方式を実施し、国家エネルギー安全保障に貢献する責務を有する。

2. 発電所における自家発電システムは、合理的に設計及び設置されなければならないとともに、自家発電の節約要件に合致した運転過程における利用（計画）を検討しなければならない。

第 15 条. 送電, 配電における節約

1. 送電線及び発電所のシステムは、先進的な経済-技術の各々のパラメーター及び基準を確保しなければならない、安定的、安全かつ継続的な電力供給の要件を満たすと同時に、電力損失を最小限に抑えるための最適な方式で運転される。

第 16 条. 電力利用における節約

1. 生産のために電力を利用する組織又は個人は、(以下の) 責務を有する：

a) 電力システムの負荷チャートにおける容量に係るピーク及びボトム之差を減らすため、電力需要管理プログラムを実施する；

b) 節電のための低電気消費率の技術及び電力利用機器・設備を適用し、生産過程を改善、合理化する；

c) 電力システムの負荷チャートのピーク時において、大容量の電力設備の利用を最大限に制限する；

d) 技術基準に従って力率を確保するとともに、電力設備を全負荷に近い状況で使用することを最大限に制限する；

d)¹⁷ 効率的かつ効果的なエネルギー利用に関する法令の規定に従った監査の結論を得た後、定期的な電力エネルギーの監査を実施するとともに、各々の調整のための解決策を実施する。

2. 生産用、家庭用及びサービス用の電力小売価格の設定は、組織又は個人への節電の活用の促進を確保するとともに、電力システムの電力負荷チャートにおけるボトム時における電力利用及びピーク時における電力利用の減少を推奨しなければならない。

¹⁷ 本号は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 7 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

3. 照明, 換気, 空調, 給水ポンプ, 給湯, エレベーター及びその他の家庭用サービスの各々の設備・機器を生産または輸入する組織又は個人は, 電気エネルギー費用を減らすために, 最適な電気エネルギー消費の各々の指標を確保しなければならない。

4. 組織又は個人は, 自らの組織又は個人の範囲において, 節電利用の基準を公布する責務を有する。

5. 政府は, 電気を利用する製品又は商品の各々の種類のために, 電気エネルギーの消費に係る各々の基準の作成及び公布を指導する。

第 4 章 電力市場

第 1 節

電力市場における活動の原則, 対象, 形式及び内容

第 17 条. 活動原則

1. 公開性, 透明性¹⁸, 公平性及び健全な競争性を確保し, 電力市場に参加する各々の対象の待遇を区別しない。

2. 電力市場の開発レベルに応じて, 市場における電力売買の各々の対象における, パートナーを自ら選択する権利及び取引形態を尊重する。

3. 国家は, 持続的な電力システムの開発を確保するとともに, 安全, 安定的かつ効果的な電力供給の要求を満たすため, 電力市場の活動を規制する。

第 18 条. 電力市場の形成及び開発

1. 電力市場は, 以下の各々のレベルに従って¹⁹, 形成及び開発される :

- a) 競争発電市場 ;
- b) 競争電力卸売市場 ;
- c) 競争電力小売市場。

¹⁸ 「透明性」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 3 項の規定に従って補充され, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

¹⁹ 「順序」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 2 項の規定に従って削除され, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

2.²⁰ 政府首相は、電力市場の各々のレベルの形成及び開発のため、電力分野における条件、構造を規定する；電力市場開発ロードマップを規定し、それぞれの時代における経済-社会の状況に応じたロードマップをレビューするとともに推進する。

第 19 条. 電力市場に参加する対象

1. 発電ユニット。
2. 送電ユニット。
3. 配電ユニット。
4. 電力卸売ユニット。
5. 電力小売ユニット。
6. 国家電力システム調整ユニット。
7. 電力市場取引運営ユニット。
8. 電力需要家。

第 20 条. 電力市場における電力売買

1. 電力市場における電力売買の対象は（以下を）含む：
 - a) 発電ユニット；
 - b) 電力卸売ユニット；
 - c) 電力小売ユニット；
 - d) 電力需要家。
2. 電力市場における電力売買は、以下の 2 つの形式に従って実施される：
 - a) 売電者と電力購入者との間での期限のある契約を通じた売買；
 - b) 電力市場取引運営ユニットを通じた、売電者と電力購入者との間でのスポット売買。
3. 電力市場取引運営ユニットは、電力市場における電力売買取引活動及び付随サービスを調整及び協働する責務を負う。

²⁰ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 7 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

第 21 条. 電力市場における取引活動及び取引運営

1. 電力市場における取引活動に関する各々の主要規定は（以下を）含む：

a) 電力市場の開発レベルに応じた、電力市場に参加する各々の対象における権利及び義務；

b) 発電、送電及び送電の各々の機器・設備の技術特性；

c) 電力市場における国家電力システムの調整；

d) 事故処理過程；

d) 電力市場におけるスポット電力売買；

e) 希望価格及び市場価格の決定；

g) 本法第 20 条第 1 項に規定する各々の電力売買対象と付随サービスを提供する各々のユニットとの間における請求書の作成及び精算；

h) 各々の付随サービスの提供及び付随サービスの価格²¹；

i) 電力市場における電力売買活動及び各々の付随サービスに関する違反処理及び紛争、不服申立の解決；

k) 電力市場における取引活動、取引運営に関連する情報の提供及び公開。

2. 電力市場における取引運営の主要な内容は（以下を）含む：

a) 市場取引運営に関する各々の規定、当事者間の合意及び法令のその他の各々の規定に正しく従って活動の市場を確保するため、電力市場に参加する各々の対象者の取引活動を監視する；

b) 本条第 1 項に規定されるスポット電力価格及び付随サービスの価格²²を公表する；

c) 各々の取引サービスの提供、並びにスポット形式及び各々の付随サービスに従って売買される電力エネルギー部分及び容量に対して請求書を作成し、精算する；

d) 安定かつ効果性を確保するとともに不健全な競争違反を防止するため、電力市場における電力売買取引活動に関連する各々の提言を受領するとともに処理する；

²¹ 「付随サービスの費用」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 b 号の規定に従って、「付随サービスの価格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

²² 「サービスの費用の各々の種類」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 b 号の規定に従って、「付随サービスの価格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

d) 関係する各々の当事者のために、電力市場における活動及び取引運営に係る関連情報を提供する；

e) 電力規制機関に対して、電力市場における電力売買取引活動に関して報告する；

3. 商工省²³は、電力市場のそれぞれの開発レベルに応じて、本条第 1 項の各々の内容を規定するとともに、本条第 2 項の各々の内容をガイダンスする；電力市場取引運営ユニットの具体的な組織、任務及び権限に関して規定する。

第 2 節

期限のある契約に従った 電力売買及び電力供給サービス

第 22 条. 期限を有する電力売買契約

期限を有する電力売買契約は、文書でもって作成とともに、以下の各々の内容を含まなくてはならない：

1. 契約主体；
2. 利用目的；
3. サービスの基準及び品質；
4. 各々の当事者の権利及び義務；
5. 電力価格、支払い方法及び支払い期限；
6. 契約終了の条件；
7. 契約違反による責務；
8. 契約の期限；
9. 双方の当事者の合意による各々のその他の内容。

第 23 条. 電力料金の支払い

1. 電力購入者は、権限を有する国家機関によって承認された電力価格表に従って、売電者に対し、請求書に記載されている電力料金の額を、十分かつ期限どおりに支払わなければならない。電力料金は、売電者の所在地・居住地、又は電力売買契約において双方の当事者が合意した（双方にとって）都合の良い場所で支払われる。

²³ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

2. 電力料金の支払いを遅延した電力購入者は、売電者に対し、支払遅延金額及びそれに係る利息を支払わなければならない。

3. 電力料金を過徴収した売電者は、電力購入者に対し、過徴収金額に係る利息を含めて、返金しなければならない。

4. 支払遅延又は過徴収による金利は契約における各々の当事者の合意によるが、電力購入者が支払い時点の契約において口座を有している銀行の最高貸出の利率額を超えない。

5. 電力購入者は、精算しなければならない電力料金の再検討を売電者に対して要求する権利を有する。電力購入者からの要求を受領した時、売電者は 15 日以内を期限として解決する責務を有する。売電者の解決方法に同意しない場合、電力購入者は権限を有する機関又は組織に、調整を実施するよう提言することができる。調停が提言されない又は調停が成立しなかった場合において、電力購入者は、民事訴訟に関する法令の規定に従って、裁判所に提訴する権利を有する。解決を待っている段階において、電力購入者は依然として電力料金を精算しなければならず、かつ、売電者は電力供給を停止することはできない。

6.²⁴ 電力購入者が電力料金を支払わず、売電者からの最初の通知から 15 日後に 2 回目の通知を受領した場合において、売電者は電力供給を停止する権利を有する。売電者は、24 時間前に電力購入者に対して電力供給を停止する時間を通知しなければならず、電力供給停止により発生した損害に関する責務を負わない。

第 24 条. 電気計量

1. 発電ユニット、送電ユニット及び配電ユニットは、各々の電気計量設備及び電気計量のための付随設備の全てを投資及び設置する責務を有する。ただし、各々の当事者が、法令の規定に反せず各々の当事者間の権利を確保する²⁵その他の合意を有している場合を除く。

2.²⁶ 電気計量設備は、計量技術の要件を確保しなければならないとともに、計量に関する法令の規定に従って検証、校正及び試験がなされなければならない。

²⁴ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 9 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

²⁵ 「法令の規定に反しせず各々の当事者間の権利を確保する」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 4 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

²⁶ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 10 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

3. メーターは、電力購入者の管理区域内に設置されなければならない。ただし、各々の当事者が、法令の規定に反せずに各々の当事者間の権利を確保する²⁷その他の合意を有している場合を除く。メーターの設置位置及び設置は、安全性、美観及び電力購入者によるメーター指標の検査及び売電者によるメーター指標の記録にとって都合の良さが確保されなければならない。

4. 電力購入者は、自らの管理区域内に設置されたメーターを保護するとともに、メーターの紛失又は故障を発見した時は売電者に適時に通知する責務を有する。売電者は、電力購入者の管理区域外に設置されたメーターを保護する責務を有する。

第 25 条. 電気計量設備の検証, 校正及び試験²⁸

1.²⁹ 計量に関する法令の規定に従って登録又は指名された検査, 校正及び試験機関のみが、電気計量設備の検証, 校正及び試験を許可される。

2.³⁰ 売電者は、計量に関する法令に規定する要件及び期限に正しく従って、電気計量設備の検証, 校正及び試験を実施する責務を有する。

3. 電気計量設備が正確ではないとの疑義が生じた時、電力購入者は売電者に検査を要求する権利を有する；電力購入者の要求を受領した日から 3 日以内を期限として、売電者は検査, 修理又は交換を終えなければならない。売電者による検査, 修理又は交換の結果に同意しない場合、電力購入者は、電気事業及び電力利用に関する地方の国家管理機関が独立した検証を実施するよう、要請する権利を有する。電力購入者の要請を受領した日から 15 日以内を期限として、電気事業及び電力利用に関する地方の国家管理機関は、検証を実施する責務を有する。

²⁷ 「法令の規定に反せずに各々の当事者間の権利を確保する」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 4 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

²⁸ 本条の名称は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 11 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

²⁹ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 11 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³⁰ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 11 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

4. 本条第 3 項の規定に従った電気計量設備の検証に関する費用は、以下のとおり実施される：

a) 独立検証組織が、電気計量設備がベトナム国家基準（TCVN）に正しく従って動作していると判断した場合、電力購入者は検証費用を支払わなければならない；

b) 独立検証組織が、電気計量設備がベトナム国家基準（TCVN）に正しく従わないで動作していると判断した場合、売電者は検証費用を支払わなければならない。

5. 独立検証組織が、電気計量設備の計測指標が実際に使用した電力量を超過していると判断した場合、売電者は電力購入者に対し、過徴収金額を返金しなければならない。

第 26 条. 電力品質の確保

1. 発電ユニット、送電ユニット及び配電ユニットは、ベトナム国家規格（TCVN）に合致した電圧及び電力周波数、並びに契約に従った容量、電力及び電力供給時間を確保しなければならない。電圧及び電力周波数の基準、並びに契約に従った容量、電力及び電力供給時間を確保できず、電力購入者に損害を引き起こす場合は、売電者は、法令の規定に従って、電力購入者に賠償しなければならない。

2. 電力購入者は、電力システムにおける事故を引き起こさず、送電の電圧品質への影響を与えないように、自らの電力利用機器・設備が安全に稼働することを確保しなければならない。

第 27 条. 電力供給の停止、電力供給量の減少

1. 電力供給の停止又は電力供給量の減少が緊急ではない場合、売電者は、電力供給の停止又は電力供給量の減少を実施する日から少なくとも 5 日前に、3 日間連続でマスメディア又は他の情報方式によって、電力購入者に対し通知しなければならない。ただし、本法第 23 条第 6 項に規定する場合を除く。

2. 事故、人又は機器・設備の安全が著しく損なわれる恐れがある売電者による制御が不可能な不可抗力の事件、又は、電力システムの安全性を脅かす電力不足により、電力供給の停止又は電力供給量の減少が緊急である場合、発電ユニット、送電ユニット又は配電ユニットは、処理するために電力購入者に対して電力供給の停止又は電力供給量の減少を行うことができるとともに、24 時間以内に電力購入者に原因、電力を再供給する予想時間を知らせるために通知しなければならない。

3. 電力ユニットが電力供給の停止又は電力供給量の減少に関する各々の規定に違反して電力供給の停止又は電力供給量の減少を行った場合、行政違反処理に関する

る法令に従って処分される；損害を与えた場合、法令の規定に従い電力購入者に賠償しなければならない。

4. 電力購入者が本法第 46 条第 2 項 a 号及び b 号並びに第 47 条第 2 項 b 号及び c 号の各々の規定を正しく実施しない場合、売電者は電力購入者に対して電力供給を停止する権利を有する。

第 28 条. 外国との電力売買

1. 外国との電力売買は、権限を有する国家機関により許可され、電気事業許可証において登記されなければならない。

2. 国家電力システムを通じた外国との電力売買は、以下の各々の原則を確保しなければならない：

a) 国家電力システムの運用において、安全性、信頼性及び安定性に影響を与えないこと；

b) 国家電力システムの管理、運用に係る各々の経済-技術標準、手続き、技術規格³¹を満たすこと；

c)³² 電力需要家の利益、国家の利益及び国家エネルギー安全保障に損害を与えないこと。

3. 国境地域の電力需要家は、国家電力システムを通さずに直接外国から電力を購入することができるが、電力安全標準及び関連する法令のその他の各々の規定を確保しなければならない。

第 3 節 電力価格

第 29 条. 電力価格政策

1. 各々の経済セクターが、合理的な利潤を伴う電力開発に投資し、エネルギー資源を節約し、電気事業において環境汚染を引き起こさない各々の新エネルギー、再生可能エネルギー形態を利用し、特に農村、山岳地帯、島嶼における経済-社会開発の促進に貢献するための条件を整備する。

³¹ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³² 本号は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 12 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

1a.³³ 売電価格は、電力市場の発展度合いに応じて国家が規制する市場メカニズムに従って実施する。

2. 効率的かつ効果的な電力利用を推奨する。

3.³⁴ 各々の需要家グループに対する合理的な電力小売価格表の構成を導入する；国家は、それぞれの時期における経済-社会状況に応じて政府首相が規定した基準に従って、貧困世帯、社会政策世帯に対する家庭用電力小売価格を支援する。

4.³⁵ 電力市場における各々の電力売買の対象に対する、国家が規定する価格帯、電力小売価格表の構成において、電力購入価格、売電価格を自ら決定する権利を確保する。

5. 各々の電力ユニット及び電力需要家のための合法的な権利及び利益を確保する。

第 30 条. 電力価格の立案及び調整根拠

1. 電力価格政策。

2. それぞれの時期における国の経済-社会開発条件、国民の収入。

3. 電力に関する需給関係。

4. 電力ユニットの各々の生産費用及び事業費、並びに合理的な利益。

5. 電力市場の開発レベル。

6.³⁶ 電力ユニットの年次監査が実施された財務諸表。

第 31 条. 電力価格及び各々の種類の料金

1.³⁷ 小売電力ユニットによって構築された電力小売価格は、平均小売電力価格水

³³ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 13 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³⁴ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 13 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³⁵ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 13 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³⁶ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 14 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³⁷ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 15 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

準の価格帯，価格調整メカニズム，及び電力市場の開発レベルに応じて政府首相が規定した電力小売価格表の構成に基づく。ただし，本法第 62 条第 2 項に規定する場合を除く。

商工省が主導し，財政省と協働して，政府首相が規定する予定の平均小売電力価格水準の価格帯，価格調整メカニズム及び電力小売価格表の構成を作成し，政府首相が承認するよう，（政府首相に）提出する。

電力小売価格の調整は，価格調整に関連する各々の構成要素の変動に関し，公開性かつ透明性をもって実施されなければならない。国家は価格に関する法令の規定に合致して，売電価格を安定させるための各々の措置を講ずる。

2.³⁸ 発電価格帯，電力卸売価格帯，送電価格，電力システム付随サービス価格，電力システム運営調整費用及び電力市場取引運営費用は，関連を有する電力ユニットによって構築される；電力規制機関は審査決定し，政府の任務に従って，商工大臣及び財政大臣が承認するよう，（商工大臣及び財政大臣に）提出する。ただし，本法第 62 条第 2 項に規定する場合を除く。

商工省が主導し，財政省と協働して，発電価格帯，電力卸売価格帯，送電価格，電力システム付随サービス価格，電力システム運営調整費用及び電力市場取引運営費用の立案方法のガイダンスを行う。

3.³⁹ 期限を有する電力売買契約に従った発電価格又は電力卸売価格は，各々の電力ユニットによって合意されるが，承認された発電価格帯又は電力卸売価格帯を超えない。

4. スポット電力売買価格は，電力市場での取引時点に応じて形成され，本法第 21 条第 1 項 e 号及び h 号の規定に従って，電力市場取引運営ユニットによって公表される。

第 5 章

電気事業許可証

第 32 条. 電気事業許可証の対象，発給条件，改正，補充

³⁸ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 15 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

³⁹ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 15 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

1.⁴⁰ 組織又は個人は、電気事業領域の一つ又は複数を実施するために許可証の発給を受ける。

2. 組織又は個人は、以下の各々の条件を十分に有する時、電気事業許可証の発給、改正、補充を受ける：

- a) 実行可能な電気事業のプロジェクト又は（プロジェクトの）案を有すること；
- b) 電気事業許可証の発給、改正、補充を申請する合法的な書類を有すること；
- c) 管理者又は事業運営者が、電気事業領域に合致する管理能力、専門レベル、専門的な業務スキルを有すること。

3. 電気事業許可証の発給、改正、補充を申請する組織又は個人は、法令の規定に従って手数料を納めなければならない。

4⁴¹. 政府は、それぞれの電気事業領域に対する許可証を発給する具体的な条件を規定する。

5.⁴² 商工省は、それぞれの電気事業領域に対して、電気事業許可証の発給、延長、改正、補充、期限に係る手順及び手続きを規定する。

第 33 条. 電気事業許可証の発給、改正、補充に係る申請書類

- 1. 電気事業許可証の発給、改正、補充に係る申請書類。
- 2. 電気事業のプロジェクト又は（プロジェクトの）案。
- 3. 権限を有する国家機関に承認された電気事業プロジェクトの環境影響評価報告書。
- 4. 電力ユニットの管理者又は事業運営者の名簿、履歴書、及び管理能力、専門レベル、専門的な業務スキルを証明する各々の証書。

第 34 条. 電気事業許可証を免除する場合

- 1. 以下の各々の場合に電気事業許可証が免除される：
 - a) その他の組織又は個人に売電せずに、自ら利用するために発電設備を投資、建設する組織又は個人；

⁴⁰ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 16 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁴¹ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 16 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁴² 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 16 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

b) 商工省⁴³の規定に従った容量水準を下回る容量で、発電活動を行う組織又は個人；

c) 農村，山岳，島嶼地域で電力需要家に直接売電するために、配電網から 50kVA 未満の容量の電力を購入する，農村，山岳，島嶼地域の組織又は個人；

d) 国家電力システム調整ユニット及び電力市場取引運営ユニット。

2. 本条第 1 項の規定に従って電気事業許可証を免除された組織又は個人は、運転管理の各々の過程、技術規格⁴⁴、本法の電力価格に関する各々の規定、技術、安全に関する条件を遵守しなければならない。

3. (地方政府の) 省レベルの人民委員会は、本条第 1 項 a 号、b 号及び c 号に規定する電気事業を行う組織又は個人を管理又は検査する責務を有する。

第 35 条. 電気事業許可証の内容

1. 電気事業許可証の発給を受ける組織又は個人の名称、会社の所在地の住所。

2. 電気事業の種類。

3. 電気事業許可証の発給を受ける組織又は個人の権利及び義務。

4. 電気事業の範囲。

5. 電気事業で利用する技術、テクノロジー。

6. 電気事業許可証の期限。

第 36 条. 電気事業許可証の発給、改正、補充の期限

十分な合法的な書類を受領した日から 30 営業日以内に、権限を有する国家機関は、電気事業許可証を発給、改正、補充しなければならない；拒否する場合は、書面で通知し、理由を明確に示さなければならない。

⁴³ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁴⁴ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

第 37 条. 電気事業許可証の取消し

組織又は個人は、以下の各々の場合に電気事業許可証の取消しを受ける：

1. 電気事業許可証が発給された日から 6 ヶ月経過しても事業を展開しない；
2. 本法に規定に従った電気事業の各々の条件を確保しない；
3. 電気事業許可証に登録された各々の内容を正しく実施しない；
4. 電気事業許可証の賃貸し、無償貸与する又は自ら修正する。

第 38 条. 電気事業許可証の発給、改正、補充、取消しの権限

1. 商工省⁴⁵は、国家電力システムへの接続を有する発電ユニット、送電ユニット、配電ユニット、又は、電力卸売ユニット、電力小売ユニット、電力専門コンサルタントに対し、電気事業許可証を発給する。

2. (地方政府の)省レベルの人民委員会は、商工省⁴⁶のガイドラインに従って、地方の範囲における小規模な電気事業を行う組織又は個人に対し、電気事業許可証を発給する。

3. 電気事業許可証を発給した機関は、電気事業許可証の改正、補充、取消しに係る権利を有する。電気事業許可証の改正、補充は、許可証の発給を受けた組織又は個人の実施能力に合致していなければならない。

4. 発電、送電、配電に関する電気事業許可証の発給は、承認された電力開発マスタープランに合致していなければならない。

第 6 章**電力ユニット及び電力需要家の****権限／権利及び義務****第 39 条. 発電ユニットの権限及び義務**

⁴⁵ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁴⁶ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

1. 発電ユニットは、以下の各々の権限を有する：
 - a) 発電事業及び電気事業許可証に従ったその他の各々の事業；
 - b) 各々の条件及び技術基準を満たした場合、国家電力システムに接続する；
 - c) 期限を有する契約に従った電力購入者への売電及び電力市場におけるスポット売電価格の提示；
 - d) 発電事業に関連する必要不可欠な各々の情報の提供を受けることができる；
 - d) 権限を有する国家機関に対する、発電事業サービスに係る各々の技術規格⁴⁷、(国家が定める) 基準、又は経済-技術に関する標準の改正、補充の要請；
 - e) 本法の規定に従ったその他の各々の権限。
2. 発電ユニットは、以下の各々の義務を有する：
 - a)⁴⁸ 発電所及び送電線の運転に関する手続き、技術規格を遵守する；水力発電所については、水力発電ダムの安全及び貯水池の運転に関する規定も遵守しなければならない。
 - b) 国家電力システム調整ユニットの運転方式、指示命令、指導を遵守する；
 - c) 事故を処理する；
 - d) 人間の生命及び設備・機器の安全を脅かす危機がある場合、その他の解決策がなければ、電力供給の停止又は電力供給量の減少をしなければならない；
 - d) 本法の電力市場に関する各々の規定及び関連する法令のその他の各々の規定を遵守する；
 - e) 国家電力システム調整ユニット、電力市場取引運営ユニット、電力規制機関又は権限を有する国家機関の要請に従い、発電所の発電準備状況、容量の予備出力、運転方式の実施状況を報告する；

⁴⁷ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁴⁸ 本号は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 16 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

- g) 電気事業における環境保護に関する法令の各々の規定を実施する；
- h) 発電に関する事故が発生した時，国家電力システム調整ユニット及び関連を有する各々の組織又は個人に対して，すぐに通知する；
- i) 変電所，メーター及び（電力）購入者のメーターまでの送電線を投資する。ただし，法令の規定に違反しない（範囲）で各々の当事者間で権利を確保するように⁴⁹，送電ユニット，配電ユニット又は電力購入者とその他の合意がある場合を除く。
- k) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 40 条. 送電ユニットの権限及び義務

1. 送電ユニットは，以下の各々の権限を有する：
 - a) 電気事業許可証に従った送電事業；
 - b) 送電価格の作成，並びに（権限を有する機関への）送電価格の提出及び（権限を有する機関から）承認を受ける⁵⁰；
 - c) 送電事業に関連する必要不可欠な各々の情報の提供を受けられることができる；
 - d) 権限を有する国家機関に対する，送電事業サービスに係る各々の技術規格⁵¹，経済-技術に関する標準又は（国家が定める）基準の改正，補充の要請；
 - d) 法令の規定に従ったその他の各々の権限。
2. 送電ユニットは，以下の各々の義務を有する：
 - a) グリッド及び各々の送電機器・設備の安全性，安定性及び信頼性のある運転を確保すること；
 - b) グリッドの過負荷が電力規制機関によって確認されている場合を除き，各々の関連する当事者に対する送電サービス及び各々の付随サービスの提供を確保すること；

⁴⁹ 「法令の規定に違反しない（範囲）で各々の当事者間で権利を確保するように」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 4 項の規定に従って補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁵⁰ 「送電費用」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 c 号の規定に従って，「送電価格」という文言に置き換えられ，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁵¹ 「技術規範」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って，「技術規格」という文言に置き換えられ，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

- c) 国家電力システム調整ユニットの運転形式，指示命令，指導を遵守する。
- d) 事故を処理する；
- d) 人間の生命及び設備・機器の安全を脅かす危機がある場合，その他の解決策がなければ，送電の停止，又は国家電力システム調整ユニットに送電量の減少を要請しなければならない；
- e) 電力開発マスタープランに従った送電グリッド需要を満たす送電グリッド開発投資計画を作成し，送電グリッド開発投資を実施する；電気計量設備及び各々の付随設備を投資する。ただし，法令の規定に違反しない（範囲）で各々の当事者間で権利を確保するように⁵²，発電ユニット，配電ユニット又は電力需要家とその他の合意がある場合を除く。；
- g) 国家電力システム調整ユニット，電力市場取引運営ユニット，電力規制機関又は権限を有する国家機関の要請に従い，送電機器・設備の送電準備状況，冗長化（障害発生時のバックアップ体制）状況を報告する；
- h) 送電グリッドに関する事故が発生した時，国家電力システム調整ユニット及び関連を有する各々の組織又は個人に対して，すぐに通知する；
- i) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 41 条. 配電ユニットの権限及び義務

- 1. 配電ユニットは，以下の各々の権限を有する：
 - a) 電気事業許可証に従った配電事業及びその他の各々の事業；
 - b)⁵³ (削除)
 - c) 配電ユニットの電力機器・設備の操作，メンテナンス，修理及び新たな交換のため，電力購入者の管理領域へ立ち入ることができる；
 - d) 配電事業に関連する必要不可欠な各々の情報の提供を受けられることができる；

⁵² 「法令の規定に違反しない（範囲）で各々の当事者間で権利を確保するように」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 4 項の規定に従って補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁵³ 本号は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 2 項の規定に従って削除され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

- d) 権限を有する国家機関に対する、送電事業サービスに係る各々の技術規格⁵⁴、経済-技術に関する標準又は（国家が定める）基準の改正、補充の要請；
- e) 法令の規定に従ったその他の各々の権限。
2. 配電ユニットは、以下の各々の義務を有する：
- a) グリッド及び各々の配電機器・設備の安全性、安定性及び信頼性のある運転を確保すること；
- b) グリッドの過負荷が電力規制機関によって確認されている場合を除き、契約に基づく、技術、サービス品質及び安全性に関する各々の基準を満たした、電力需要家、電力小売ユニット、電力卸売ユニットに対する配電サービスの提供を確保すること；
- c) 電力開発マスタープランに従った電力需要を満たす配電グリッド開発投資計画を作成し、配電グリッド開発投資を実施する；メーター及び電力購入者のメーターまでの送電線を投資する。ただし、法令の規定に違反しない（範囲）で各々の当事者間で権利を確保するように⁵⁵、電力購入者とその他の合意がある場合を除く。；
- d) 電力利用需要管理に関する国家目標プログラムを実施する；
- d) 国家電力システム調整ユニットの運転方式、指示命令又は指導を遵守する；
- e) 国家電力システム調整ユニット、電力市場取引運営ユニット、電力規制機関又は権限を有する国家機関の要請に従い、グリッド及び配電機器・設備の運転準備状況、冗長化（障害発生時のバックアップ体制）の状況、自らの事業範囲における電力利用需要を報告する；
- g) 事故を処理する；
- h) 人間の生命及び設備・機器の安全を脅かす危機がある場合、その他の解決策がなければ、配電の停止又は配電供給量の減少をしなければならない；

⁵⁴ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁵⁵ 「法令の規定に違反しない（範囲）で各々の当事者間で権利を確保するように」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 4 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

i) 事故の発生又は電力購入者からの通知を受領した時から遅くとも 2 時間以内に電力供給を復旧する；上記の期限以内に実施できない場合，原因及び電力を再供給する予想時間に関して，電力購入者にすぐに通知しなければならない；

k) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 42 条. 国家電力システム調整ユニットの権限及び義務

1. 国家電力システム調整ユニットは，以下の各々の権限を有する：

a) 発電ユニット，送電ユニット，配電ユニットが国家電力システムの運転方式を実施するよう，指示，指導する；

b) 各々の発電所の容量に関し，計画の調整，運転時の出力の調整をすることができる；

c) 国家電力システムにおける各々の緊急事態又は非常事態の対応を指示する；国家電力システムにおける各々の発電所の容量及び電力エネルギーを最大限に活用する；送電グリッド及び配電グリッドの操作を指示する；国家電力システムの安全性，信頼性のある運転を脅かす危機が生じた場合における電力供給の停止又は電力供給量の減少を行う；

d) 各々の関連する電力ユニットに以下に関する情報提供を要請する：発電，送電及び配電の各々の機器・設備の技術仕様，運転の準備状況，負荷；国家電力システムの運転形式を確定するための顧客の電力利用需要；

d) 法令の規定に従ったその他の各々の権限。

2. 国家電力システム調整ユニットは，以下の各々の義務を有する：

a) 安全性，安定性，経済性のある国家電力システムの運用を確保する；

b) 国家電力システムの周波数及び国家送電グリッドの電圧の各々の基準を確保する；

c) 電力市場における国家電力システム，送電グリッドの調整に関する各々の規定，並びに電力規制機関，電力市場取引運営ユニットの各々のガイダンスを遵守する；国家電力システムにおける各々の発電ユニットの容量，電力エネルギーの最大限の活用を差別せずに取り扱う；

d) 電力市場取引運営ユニットによって公布される各々の発電所の容量の計画，最大限の活用方式及び各々の付随サービスに基づき，国家電力システムの運用方式を立案するとともに実施する；

- d) 電力市場取引運営ユニットが支払請求書を作成するために、実施された容量、電力エネルギーの数量及び各々の付随サービスを通知する；
- e) 国家電力システムの安全性、信頼性のある運転を深刻に脅かす多くの緊急事態又は非常事態に関して、電力規制機関に時宜に報告するとともに、電力市場取引運営ユニットに通知する；
- g) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 43 条. 電力卸売ユニットの権限及び義務

1. 電力卸売ユニットは、以下の各々の権限を有する：
 - a) 電気事業許可証に従った電力卸売事業及びその他の各々の事業；
 - b) 期限を有する契約又は電力市場におけるスポット電力購入契約に従った発電ユニットから直接電力を購入する；
 - c) 電力市場における電力購入、売電を競争性のあるものにするため、承認された電力卸売価格帯で電力卸売価格を設定する；
 - d) 電力市場の発展度合いに応じた送電、配電サービスを利用する；
 - d) メーターの指標を検査、確認し、顧客に連絡するために、電力購入者の管理領域に立ち入ることができる；
 - e) 電力卸売事業に関連する必要不可欠な各々の情報の提供を受けられる；
 - g) 法令の規定に従った各々のその他の権限。
2. 電力卸売ユニットは、以下の各々の義務を有する：
 - a) 契約において合意された量、品質及び電力価格に正しく従って売電する；
 - b) 本法の電力市場に関する各々の規定及び関連法令のその他の各々の規定を遵守する；
 - c) 法令の規定に従って、電力購入者又は売電者に損害を与えた場合に賠償する；
 - d) 国家電力システム調整ユニット又は権限を有する国家機関の要請に応じて、卸売した電力量に関連する必要不可欠な各々の情報を提供する；
 - d) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 44 条. 電力小売ユニットの権限及び義務

1. 電力小売ユニットは、以下の各々の権限を有する：

a) 電気事業許可証に従った電力小売事業；

b) 電力市場における電力売買を競争する（当館注：「独占市場ではない」の意）；

c)⁵⁶ 本法第 31 条第 1 項の規定に従い、電力小売の競争市場における売電価格を設定する。ただし、本法第 62 条第 2 項で規定する場合を除く；

d) 電力市場の発展度合いに応じた送電、配電サービスを利用する；

d) メーターの指標を検査、確認し、顧客に連絡するために、電力購入者の管理領域に立ち入ることができる；

e) 電力小売事業に関連する必要不可欠な各々の情報の提供を受けられる；

g) 法令の規定に従った各々のその他の権限。

2. 電力小売ユニットは、以下の各々の義務を有する：

a) 契約において合意された量、品質及び電力価格に正しく従って売電する；

b) 本法の電力市場に関する各々の規定及び関連を有する法令のその他の各々の規定を遵守する；

c) 市場メカニズムに基づく電力の生産と供給が電力小売ユニットのコストを補填するのに十分ではない多くの地域における農村、山岳、島嶼での家庭用電力小売価格を作成し、(地方政府の)省レベルの人民委員会が承認するよう、((地方政府の)省レベルの人民委員会に)提出する；

d) 以下を会社の本社及び取引所に公開して掲示する：承認された電力価格表；電力供給、電気計量、メーター指標の記録、請求書の作成、電気料金の徴収及び電力サービスの終了に関する実施手順に係るガイダンス文書；電力小売に関する電気事業許可証を発給された組織又は個人に適用される許可証及び技術基準の内容；電力システムに新たに接続される顧客に対する電力供給のために必要不可欠な時間及び費用に関する規定文書；本法第 27 条の規定に従った電力供給の停止又は電力供給量の減少に関する各々の規定；

d) 電力需要家に対する電力安全に関するガイダンス；

⁵⁶ 本号は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 18 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

- e) 法令の指定に従って、電力購入者又は売電者に損害を与えた時に賠償する；
- g) 権限を有する国家機関の要請に従って、小売した電力量に関連する必要不可欠な各々の情報を提供する；
- h) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 45 条. 電力専門コンサルタントユニットの権限及び義務

1. 電力専門コンサルタントユニットは、以下の各々の権限を有する：
 - a) 電気事業許可証に従ったコンサルタント事業；
 - b) 権限を有する国家機関に対する、電力専門コンサルタント事業のためのサービスに係る技術規格⁵⁷、基準又は経済-技術に関する標準の改正、補充の要請；
 - c) 各々の関連する機関に対する、電力専門コンサルタントのためのサービスに係る法令の規定に合致した、必要不可欠な情報提供の要請；
 - d) 電力専門コンサルタントの領域における海外の組織又は個人との協力；
 - d) 法令の規定に従ったその他の各々の権限。
2. 電力専門コンサルタントは、以下の各々の義務を有する：
 - a) 電力マスタープラン並びに電力に関する投資及び建設に係るコンサルタント業務に関連する、ベトナムの各々の技術規格⁵⁸、基準又は経済-技術に関する標準を適用する。外国の技術規格⁵⁹及び基準を適用する場合、権限を有する国家機関の承認を得なければならない；
 - b) 電力開発マスタープランの提案、並びに発電、送電及び配電領域における近代化の要件に適合した電力施設の投資及び建設に関する書類及び資料の立案のために先進的な技術及び計算方法を適用することで、経済効果を高めるとともに、電力施

⁵⁷ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁵⁸ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁵⁹ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

設の投資及び建設における高い安全性と信頼性を確保することを図る；

- c) 提供した製品及びサービスの品質に関する責務を負う；
- d) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 46 条. 電力需要家の権利及び義務

1. 電力需要家は、以下の各々の権利を有する：

- a) 競争電力小売市場において、売電者を選択することが出来る；
- b) 契約において合意された十分な容量、電力の供給を受けるとともに、電力品質が確保される；
- c) 停電が発生した場合、売電者に電力供給を時宜に回復するよう要求する；
- d) 電力売買に関連する情報の提供又は紹介を受けるとともに、電力安全に関するガイダンスを受ける；
- d) 法令の規定に従って、売電者によって引き起こされた損害の賠償を受ける；
- e) 売電者に対して電力サービスの品質、電力計量設備の正確性、支払うべき電力料金の確認を要求する；
- g) 売電者による電力に関する法令違反の各々の行為に対して、不服申立て又は告訴をする；
- h) 法令の規定に従ったその他の各々の権利。

2. 電力需要家は、以下の各々の義務を有する：

- a) 期限どおりに十分な電力料金を支払うとともに、電力売買契約におけるその他の各々の合意を実行する；
- b) 安全、効率的かつ効果的に電力を使用し、電力使用の需要管理に関する各々の規定を実施する；
- c) 本法第 27 条に規定する各々の場合における売電者からの通知を受領した時、時宜に電力（使用）を停止するか、電力消費（量）の減少を行う；
- d) 電力使用の一次的停止の要望がある場合は 5 日前までに、電力売買契約を終了する要望がある場合は 15 日前までに、売電者に事前に通知する；
- d) 停電、人及び財産の危険を引き起こす可能性のある異常事態が発覚した場合、売電者に時宜に通知する；
- e) 売電者によるメーター指標の検査、記録及び需要家との連絡ができるように、環境を整備する；

- g) 各々の電力を使用する機器・設備が、電力安全に関する各々の技術基準及び要件を満たすことを確保する；
- h) 売電者に対して損害を引き起こした場合に、法令の規定に従って賠償する；
- i) 電力メーターの接続部分から電力を使用する場所までの配電線を自己負担で整備する責務を負う；
- k) 法令の規定に従ったその他の各々の義務。

第 47 条. 大口電力需要家の権利及び義務

1. 大口電力需要家は、以下の各々の権利を有する：
 - a) 本法第 46 条第 1 項に規定する各々の権利；
 - b) 期限を有する契約を通じて発電ユニットから直接電力を購入するか、又は電力市場におけるスポット電力を購入する；
 - c) 国家送電グリッドに直接接続することが出来る。
2. 大口電力需要家は、以下の各々の義務を有する：
 - a) 本法第 46 条第 2 項に規定する各々の義務；
 - b) 国家電力システム調整ユニットの要請に基づく電力使用制度を実施するとともに、電力売買契約において合意された電圧基準、電力安全及びその他の内容の確保の措置を実施する；（当館注：本文中の「truyền tải điện（送電）」の意味が不明のため、訳には反映していない）
 - c) 国家送電グリッドに接続するため、電力使用機器・設備及び接続機器・設備が、電力安全に関する各々の技術基準及び要件を満たすことを確保する；
 - d) 国家電力システム調整ユニットからの操作に関する各々の命令を実施する。

第 7 章

電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全

第 48 条. 電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全の責務

1. 組織又は個人は、電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全に関する法令の各々の規定を実施する責務を有する。
2. 組織又は個人は、電力安全が確保されない各々の現象、電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全に関する規定を違反する各々の行為が発覚した場合、

電力ユニット又は権限を有する国家機関に時宜に通知する責務を有する。

3. 各々の（中央政府の）省，（中央政府の）省レベルの機関，政府直轄機関，各々のレベルの人民委員会は，電力機器・設備及び電力施設の保護並びに電力安全に関する法令の各々の規定の実施を調整するとともに，その実施を指導する責務を有する。

第 49 条. 電力施設及びその他の各々の施設の建設，改修及び利用の終了時における共働実施を行う責務⁶⁰

1. 公共施設又はその他の施設の建設，改修及び拡張が，電力機器・設備及び電力施設の安全並びに電力安全に影響を与える可能性がある場合，投資家は解決のために電力ユニットと共働しなければならない。

2. 電力機器・設備並びに電力施設の修理，改修，建設及び設置が，公共施設又はその他の施設に影響を与える可能性がある場合，電力ユニットは解決のために関係する組織又は個人と共働しなければならない。

3. 各々の関係者の合意が得られていない場合，権限を有する国家機関が解決するよう要請するとともに，権限を有する国家機関の決定に従って（解決策の）実施を展開する。

4.⁶¹（電力施設が）十分に活用されなかつたり，利用されなくなった場合，（当該）電力施設は，政府の規定に従って，安全を確保して処理，管理されなければならない。

第 50 条. 高圧電力グリッド安全保護エリア

1. 高圧電力グリッド安全エリアは，送電線に沿った又は発電所の周囲の限られた空間スペースであるとともに，電圧レベルに応じて具体的に規定される。

2. 高圧電力グリッド安全保護エリアは以下を含む：

- a) 架空送電線の安全保護エリア；
- b) 地下送電ケーブルの安全保護エリア；
- c) 発電所の安全保護エリア。

3. 政府は，高圧電力安全保護エリアに関して具体的に規定する。

⁶⁰ 本条の名称は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 19 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁶¹ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 19 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

第 51 条. 架空送電線の安全保護

1. 架空送電線の安全保護エリア内にあることを許可された住宅又は施設の所有者又は利用者は、電圧レベルに応じた放電に対する安全距離に違反する可能性のある目的で、住宅若しくは施設の屋根又は如何なる部分も使用することは出来ないとともに、住宅若しくは施設の修理又は改修の時に、架空送電線の安全保護に関する各々の規定を遵守しなければならない。

2. 架空送電線の安全保護エリア内の住宅若しくは施設の新設又は拡張若しくは改修の許可を組織若しくは個人に対して発給する前に、許可を発給する機関は、住宅又は施設を建設する投資家に対し、架空送電線の安全確保及び当該住宅又は施設の建設、拡張、改修若しくは利用プロセスにおける安全確保のための各々の措置に関し、高圧送電線管理ユニットと書面で合意するよう、要求しなければならない。

3. 500kV 以上の電圧の架空送電線の安全保護エリア内において、恒常的に生活又は仕事をする人がいる住宅又は施設の立地を認めない。ただし、当該グリッドの運用サービス分野の施設を除く。

4. 設備又は器具の利用が電圧レベルに応じた放電に対する安全距離に違反する可能性がある場合、架空送電線の安全保護エリア内における全ての作業の進行を禁止する。国防又は安全保障の業務における緊急要請のための特別な場合には、必要な安全措置に係る各々の措置に関してグリッド施設管理ユニットと合意しなければならない。

5. 架空送電線と道路又は線路が交差する場所において、電線が最もたわんだ状態での最低点における電線の高さの最小値は、4.5 メートルに電圧レベルに応じた放電に対する安全距離を加えたものである。

輸送手段の最高点（当館注：「車両の高さ」の意）が 4.5 メートルを超える場合、輸送主は、必要な安全対策を講じるために、高圧グリッド施設管理ユニットに連絡しなければならない。

6. 架空送電線と電気電車の線路が交差する場所において、電線が最もたわんだ状態での最低地点における電線の高さの最小値は、7.5 メートルに電圧レベルに応じた放電に対する安全距離を加えたものである。

7. 架空送電線と内陸水路が交差する場所において、電線が最もたわんだ状態での最低点における電線の高さの最小値は、内陸水路の技術的分類に応じた静的な高さに、電圧レベルに応じた放電に対する安全距離を加えたものである。架空送電線と内陸水路が交差する地点を通過する際の水上輸送の手段（当館注：「船舶等」の意）は、当該内陸水路の技術的分類に応じた静的な高さを超えない高さを確保しなければならない。

海路の交通ルートと交差する架空送電線の安全距離は、それぞれの場合において具体的に規定される。

8. 架空送電線の保護エリア内又は近くにおける地上又は地下での作業が、送電線の通常運用に影響を与える可能性、又は電力に関する事故、災害が発生する危険がある場合には、当該作業を進めるユニットは、必要な安全確保の各々の対策に関して、送電施設管理ユニットと合意を有していなければならない。

第 52 条. 地下送電ケーブルの安全保護エリア

1. 地下送電ケーブルの保護エリアにおいて、掘削する、貨物を積み重ねる、杭を打つ、植樹する、住宅又はその他の各々の施設を建設する、船舶に係留することを禁止する。

2. ケーブル、機器・設備を腐食させる水及び各々の物質を、地下送電ケーブルの保護エリアに排出することを禁止する。

3. 水及びその他の各々の物質を地下送電ケーブルの保護エリアの外に排出することが、ケーブルへの侵入、腐食又は損傷を与える可能性がある場合、水や物質を排出する住宅、施設の所有者又は利用、管理する者は、ケーブルに影響を与えないように処理する責務を有しなければならない。

4. 地下送電ケーブルの保護エリアの範囲内において、土中に各々の施設を施工する又は川や湖を浚渫する場合、施工者は送電施設管理ユニットに少なくとも 10 日前に通知するとともに、地下送電ケーブルの安全を確保する各々の対策を実施しなければならない。

第 53 条. 発電所の安全保護エリア

1. 発電所、変電設備は、嚴重に保護される必要があり、周辺は保護フェンス、電力安全及び防火に関する標識を有していなければならない；用務がない人は、発電所、発電設備に立ち入る許可は与えられない。

貯水池、水力発電ダム及び水力発電所のサービスを補助する各々の施設は、水力

発電所及び下流域の運転に係る安全を確保するように、建設、管理、保護されなければならない。水力発電ダム、湖底への侵入、水源の汚染、発電能力に影響を与える各々の行為を固く禁止する。

2. 発電所の保護エリア近くに建設される住宅、施設は、発電所のどの部分にも損傷を与えないことを確保しなければならない。

第 54 条. 発電における安全

1.⁶² 発電所、発電設備は、嚴重に保護される必要があり、周辺は保護フェンス、電力安全及び防火に関する標識を有していなければならない；用務がない人には発電所、発電設備に立ち入る許可を与えない。

貯水池、水力発電ダム及び水力発電所のサービスを補助する各々の施設は、水力発電所及び下流域の運転に係る安全を確保するように、建設、管理、保護されなければならない。水力発電ダム、湖底への侵入、水源の汚染、発電能力に影響を与える各々の行為を固く禁止する。

2. 発電設備を設置している部屋は、以下の措置を行う：防火・防爆に関する安全を確保しなければならない；危険区域、避難経路の標識、十分な照明システム、設備冷却換気システムを有し、換気扉には物体の侵入に対する保護ネットを有し、環境の悪影響を最小限に抑える必要がある。

3. それぞれの発電機器・設備の技術的特性及び保護要件に応じて、保護ネット、仕切り及び安全標識を設置しなければならない；保護ネット又は仕切りから機器・設備の充電部までの安全距離が規定された距離以上であることを確保するとともに、電力機器・設備の動作に対する悪影響を最小限に抑える各々の対策を講じなければならない。

4. 可燃性、爆発性を有する物質がある各々の地域において、電力システムは防火・防爆の安全に関する規定に従って設計、設置されなければならない；防火・防爆専用の種類の設備、器具のみが使用される。

5. 発電所、発電設備における電力ケーブルシステムは、以下の安全に関する各々の規定を満たさなければならない：

a) 電力ケーブルは、種類、技術性能、電圧レベルに応じて、秩序立てて敷設されるとともに、各々の（ケーブル）ラックに設置される。高温の影響を受ける領域を通過する電力ケーブルは、絶縁するとともに保護パイプで覆われていなければならない。

⁶² 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 20 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

b) ケーブルトンネル，ケーブル溝は，しっかりと閉められた蓋，良好な排水，清潔かつ乾燥な保管がなされなければならない。ケーブルトンネル，ケーブル溝の中には，水，油，化学物質，不純物が蓄積しないようにする。ケーブルトンネルは以下を有していなければならない：火災の拡大を防止するための仕切り壁；電力安全に係る技術規格⁶³，技術基準に適合した安全な電圧を使用する自動火災警報及び消防システム，照明システム。

6. 発電所，発電設備，配電設備における避雷，接地に係る各々の設備・機器，システムは，電力安全に係る技術規格⁶⁴，技術基準に正しく従って，設計どおりに設置されるとともに，検収試験及び定期試験を受けなければならない。

第 55 条. 送電，配電における安全

1. 送電グリッドに係る工事を行う者は，（以下の）責務を負わなければならない：

- a) 電力設備，電柱に，電力に関する安全の標識を設置する；
- b) 高圧送電グリッドの安全を保護するため，特別な高度と位置にある各々の柱の頂上の上に，色を塗るとともに，信号灯を設置する；

2. 架空高圧送電線，地下送電ケーブルと線路，道路，内陸水路が交差する各々の位置において，交通手段に対する標識，越えて進むことを禁止する標識の設置及び管理は，交通運輸省の規定に従って実施される。その後，建設工事を行う投資家は，標識，禁止標識の設置に係るコストを負担しなければならない。

3. 送電グリッドに係る工事終了後に引き渡しをする場合，工事に係る投資家は，送電グリッド管理・運営ユニットに対し，法令の規定に従った，技術，検収記録，土地引渡・土地リース決定に関する各々の資料，並びに土地の補償，周瑜鬼関連する各々の資料を十分に引き渡さなければならない。

4. 送電グリッド管理・運営ユニットは，以下を実施しなければならない：定期的な技術の検査及び保守の実施並びに送電グリッドのオーバーホールを行い，規定に従ってシステムが安全に動作することを確認すること；高圧送電グリッドの電力安全，安全保護に関する規定に関する違反行為の検査，発見，防止を定期的に行うとともに，電力送電プロセスにおける電力エネルギーの損失を減少するために，協働して技術的及び最適な運営に係る解決を実施すること。

⁶³ 「技術規範」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って，「技術規格」という文言に置き換えられ，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁶⁴ 「技術規範」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って，「技術規格」という文言に置き換えられ，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

5. 送電グリッド施設を修理、保守する場合、送電管理・運営ユニット及び修理・保守ユニットは電力安全に係る技術規格⁶⁵の規定に従って、各々の安全措置に係る手順を十分かつ正しく実施する責務を負わなければならない。

6. 恒常的に生活又は仕事をする人がいる住宅又は施設を通過する高圧送電線区間は、電線をサポートする支柱（鋼製又は鋼材で補強されたコンクリートの種類のもの）を使用しなければならない。電線は支柱内に接続することは許可されないが、断面積が240平方ミリメートル以上の電線はフェーズ毎に一点のみ接続が許可される。高圧送電の安全保護に係る法令のその他の各々の基準を確保しなければならない。送電管理・運営ユニットは、これらの各々の送電線に過度に負荷をかけるような運営をすることはできない。

7. 通信回線とともに設置される、土中の地下ケーブル又はその他の施設の構造内にあるケーブルは、電気設備に係る技術規格⁶⁶における規定及び関連する法令のその他の各々の規定に従った安全距離を確保しなければならない。

8. 送電及び配電における避雷及び設置に係る各々の設備及びシステムは、電力安全に係る技術規格⁶⁷、技術基準に正しく従って、設計どおりに設置されるとともに、検収検査及び定期検査を受けなければならない。

第 56 条. 国家電力システムへの接続における安全

1. 発電ユニット、送電ユニット、配電ユニット及び電力需要家は、各々の要件、技術基準を満たすとともに、商工省⁶⁸の規定に従った接続に関する各々の手続きを実施することで、独自の電力システムを国家電力システムに接続することができる。

⁶⁵ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁶⁶ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁶⁷ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁶⁸ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

2. 独立した送電線は、商工省⁶⁹の規定に従った各々の要件、技術基準を確保することで、国家電力システムに接続することができる。

第 57 条. 生産のための電力利用の安全

1. 生産のために電力を利用する組織又は個人は、電力安全に関する各々の規定、技術規格⁷⁰、ベトナム国家基準（TCVN）に適合した電力安全に係る技術基準を実施しなければならない。

2. 電力を使用する設備、電力を利用する設備のシステム、避雷及び接地システムは、電力安全に係る技術規格⁷¹、技術基準に従って、検収検査、定期検査及び臨時検査を受けなければならない。これらのシステムの見取り図は、現状に即していなければならないとともに、事業プロセス全体の各々の検査記録とともに保存されなければならない。

3. 内部の高圧電力設備、高圧電力設備・機器及び高圧送電線は、電力安全に係る技術規格⁷²、技術基準に従って、設置されるとともに、運転管理がされなければならない。

4. 各々の電力設備は、電気ショック事故を防止するため、“ベトナム国家規格（TCVN）-低電圧設備-電気ショックの保護に関する一般要件”及び“ベトナム国家規格（TCVN）-各々の電力設備の接地及び空気との接触に係る規範”に適合しなければならない。

5. 各々の送電線、電線は、広大な生産スペースを確保するように設計、設置されなければならない。損傷を引き起こす可能性がある機械工学的、化学的影響を回避しなければならない。権限を有する国家機関によって承認された個別の設計が特別に必要な場合を除き、“中立な業務”の電線として、工場、機械、金属パイプの金属構造を用いてはならない。

6. 可燃性、爆発性区域における電力システムは、本法第 54 条第 4 項の規定に従って、設計、設置及び利用されなければならない。

⁶⁹ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷⁰ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷¹ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷² 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

7. 鉱物開発において用いる電力設備、電力器具、携行用電力設備、溶接、電気分解、電解メッキに係る機器は、関連する安全に関する技術規格⁷³、技術基準に適合していなければならない。

第 58 条. 生活、サービスのための電力利用における安全

1. オフィス、生活及びサービスの提供において使用される各々の電力設備・機器で利用される総容量は、設計容量に適合していなければならない；送電線は、技術基準に適合した断面積及び絶縁強度を有していなければならない。

2. 可燃性又は爆発性の物体の近くに、熱を発生する電力機器・設備を配置しない。

3. 各々の電力機器・設備は、規定に従って検査、保持され、電力に関する安全基準を確保し、利用者に対して危険を引き起こさないようにしなければならない。

4. 電力を利用する組織又は個人は、独自の電力システムの安全検査を実施し、電力に関する事故、災難を引き起こす危機を時宜に発見するとともに、防止する責務を有する。

5. 低圧グリッドは、設計が承認された後にのみ建設することができる。

6. 住宅、施設に引き込まれている送電線の各分岐は、電力安全、美観に関する各々の要件を確保するとともに、交通、救急、消防に係る各々の手段の活動を阻害してはならない。

7. 四線式三相回路において、自動回路ブレーカー、ブレーカー、ヒューズ及びその他の電力遮断設備は、中性線に接続されてはならない。

8. 二線式単相回路において、ヒューズ及びスイッチは、中性線に接続されるのではなく、二線に接続されなければならない。同時に両方の線を切り替えるために、自動回路ブレーカー、バイポーラブレーカーを設置することを推奨する。

第 59 条. 直接の保護手段としての電力の利用

1. 「直接の保護手段としての電力の利用」とは、保護区域におけるフェンス、障害物、バリア（以下、「電気柵」という。）に直接接続するために適正な電圧レベルを有する電力源の利用のことをいい、保護区域への侵入を防ぎ、当該区域の警備員に警告するためのものである。

2. 直接保護手段としての電力の利用は、その他の効果がない保護手段が利用されるとともに、権限を有する国家機関に許可を与えられた場合のみに実施される。

⁷³ 「技術規範」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って、「技術規格」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

3. 電気柵は、人及び家畜との偶発的なあらゆる接触を防止し、危険標識を有し、電力システムの動作に影響を与えず、近隣地域及び生活環境に危険を生じさせないよう、設計、設置されなければならない。電気柵の管理者、利用者は、電力に関する専門的な育成、訓練を受けなければならない。

4. 公安大臣及び国防大臣は、自らの任務、権限の範囲内において、電気柵の利用が許可される区域を指定するものとする。

5. 商工大臣⁷⁴は、直接の保護手段としての電力の利用に係る基準及び要件を規定する。

第 59a 条. 電気事故の処理⁷⁵

1. 電気事故が発生した場合、電力ユニットは、自らの任務、権限の範囲内において、法令の規定に従って処理する責務を有する。

2. 大災害となりうる重大な電気事故が発生した場合、緊急事態宣言及び各々の対処措置の適用は、緊急事態に関する法令の規定に従って実施しなければならない。

第 8 章

農村、山岳地帯、国境⁷⁶、島嶼における電力供給

第 60 条. 農村、山岳地帯、国境⁷⁷、島嶼における電力開発政策

1. 電力インフラの投資及び建設のために全てのリソースを活用し、農村、山岳地帯、国境⁷⁸、島嶼における電化プロセスを加速化する。

⁷⁴ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷⁵ 本条は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 21 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷⁶ 「国境」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷⁷ 「国境」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁷⁸ 「国境」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

2. 僻地, 遠隔地, 少数民族地域, 特に困難な経済-社会条件を有する地域の国民が, 生産及び生活のための電力が利用できるように, 有利な条件を整備する。

3. 困難な経済-社会条件又は特に困難な経済-社会条件にある農村, 山岳地帯, 国境⁷⁹, 島嶼において, 発電事業, 配電事業, 電力取引事業に従事する全ての経済セクターにおける組織又は個人は, 投資の奨励に関する法令の規定に従い, 投資, 財政に関する優遇及びその他の優遇に関する各々の政策を享受することができる。

4. 送電又は各々の発電設備を投資及び建設する組織又は個人が, 農村, 山岳地帯, 国境⁸⁰, 島嶼のために, オンサイトエネルギー, 新エネルギー, 再生可能エネルギーを利用することを奨励する。

5. 灌漑サービス, 冠水防止, 干ばつ防止に係る各々の灌漑ポンプ設備のために, 十分かつ時宜な電力供給を優先する。

第 61 条. 農村, 山岳地帯, 国境⁸¹, 島嶼における電力開発投資

1. 国家は, 投資及び電気事業が経済効果を有しない地域において事業を行う電力ユニットに対して支援するための政策を有する。

2. 国家は, 地方の人民委員会の認定による特に困難な環境にある社会政策のカテゴリーに分類される各々の世帯への, メーターから電力が使用される場所までの送電線に係る投資事業を支援する政策を有する。

3. 国家による各々の支援政策は以下を含む :

- a) 投資資金に関する支援 ;
- b) 投資資金のローン金利に関する支援 ;
- c) 税制優遇。

財政省は, 主導し, 商工省⁸²と協働し, 各々の支援政策の実施についてガイダンスする。

⁷⁹ 「国境」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸⁰ 「国境」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸¹ 「国境」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸² 「工業省」という文言が, 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って, 「商工省」という文言に置き換えられ, 2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

4. 各々のレベルの人民委員会は、農村、山岳地帯、国境⁸³、島嶼における送電グリッドの投資、改修、更新を行う組織又は個人に対する条件を整備する責務を有する。

第 62 条. 農村、山岳地帯、国境、島嶼における売電価格⁸⁴

1. 国家送電グリッドに接続されている地域の農村、山岳地帯、国境、島嶼における売電価格は、本法第 31 条の規定に従って実施される。

2. 国家送電グリッドに未だに接続されていない地域の農村、山岳地帯、国境、島嶼における売電価格は、以下のとおり実施される：

a) 家庭用電力小売価格は、関連を有する電力ユニットによって作成され、(地方政府の) 省レベルの人民委員会が、政府首相によって規定された当該地域における家庭用電力小売価格支援メカニズムに適合した形で決定する。

b) その他の種類の各々の売電価格は、関連を有する電力ユニットによって作成され、(地方政府の) 省レベルの人民委員会が、電力規制機関との協議に基づき、電力ユニットに対して十分な費用補償、合理的な利益を確保するという原則に従って決定する。

第 63 条. 灌漑用電力料金の支払い

1. 米、野菜、穀物、又は米、野菜、穀物の領域において栽培される園芸作物の灌漑、排水のために灌漑施設を利用する企業によって使用される電力エネルギーに対する支払期限は、電力売買の両当事者によって合意されるとともに、電力料金請求書を受領した日から 120 日を超えてはならない。

2. 国家は、灌漑施設の開発及び保護に関する法令の規定に従った基準を超える浸水、干ばつを防止するための灌漑に係る電力料金の支払いに対して費用を提供する。

3. 財政省は、主導し、農業・農村開発省と協働して、本条の規定の実施をガイダンスする。

第 64 条. 農村、山岳地帯、国境⁸⁵、島嶼における電力安全

⁸³ 「国境」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸⁴ 本条は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 22 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸⁵ 「国境」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

1. 農村，山岳地帯，国境⁸⁶，島嶼において電気事業及び電力利用を行う組織又は個人は，電力安全に係る技術規格⁸⁷，技術基準を厳正に実施しなければならない。

2. 農村，山岳地帯，国境⁸⁸，島嶼において電力の運営，修理を行う者は，以下の各々の基準を確保しなければならない。

a) 18 歳以上であること；

b) 働くのに十分健康であることが医療機関によって認定されていること；

c) 電気事業に関する職業訓練機関によって発行された証明書又は卒業証書を保有していること；

d) (地方政府の) 省レベルの電気事業及び電力利用に関する国家管理機関によって発行された安全証明書を保有していること。

3. 送電グリッドを運用している電力ユニットのみが，独自の管理範囲における各々の電力機器・設備，電力ネットワークの修理，設置を実施することができる。

4. 商工省⁸⁹は，農村，山岳地帯，国境⁹⁰，島嶼における電力安全に係る技術基準を規定し，安全証明書を発行し，電力安全の各々の措置をガイダンスする。

第 9 章

電気事業及び電力利用に関する国家管理

第 65 条. 電気事業及び電力利用に関する国家管理の責務

1. 政府は，全国の電気事業及び電力使用に関する国家管理を統括する。

⁸⁶ 「国境」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸⁷ 「技術規範」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 d 号の規定に従って，「技術規格」という文言に置き換えられ，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸⁸ 「国境」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁸⁹ 「工業省」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って，「商工省」という文言に置き換えられ，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹⁰ 「国境」という文言が，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 5 項の規定に従って補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

2. 商工省⁹¹は、電気事業及び電力利用に関する国家管理の実施に関する責務を政府に対して追う。

3. 各々の（中央政府の）省、（中央政府の）省レベルの機関は、電気事業及び電力利用に関する国家管理の実施において、独自の任務、権限の範囲内で、商工省⁹²と協働する責務を負う。

4. 各々のレベルの人民委員会は、地方における電気事業及び電力利用に関する国家管理の実施において、独自の任務、権限の範囲内で責務を負う。

第 66 条. 電気事業に係る規制

1. 電気事業に係る規制の内容：

a) 競争力のある電力市場の運営に関する規定を立案するとともに、実施をガイドランスする；

b) 電力需給関係の調整、及び電力需給バランスを確保するプロセス管理に係る各々の解決策を、研究するとともに提案する；

c) 本法第 38 条第 1 項及び第 3 項の規定に従って、電気事業許可証の発給、修正、補充、取消しを行う；

d) 電力供給の停止、電力遮断又は電力供給量の減少に係る要件、手順、手続き、及び国家電力システムへの接続に係る要件、手順、手続きをガイドランスする；

d)⁹³ 平均小売電力価格の価格帯、価格調整メカニズム及び電力小売価格メカニズムを作成する；電力価格に関するメカニズム、政策の実施を行う；

e)⁹⁴ (削除)

⁹¹ 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹² 「工業省」という文言が、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 1 項 e 号の規定に従って、「商工省」という文言に置き換えられ、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹³ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 23 項の規定に従って改正及び補充され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹⁴ 本項は、電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 2 条第 2 項の規定に従って削除され、2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

- g)⁹⁵ 発電価格帯，電力卸売価格帯，送電価格の承認，電力システム補助サービス価格，電力システム運用調整価格，電力市場取引管理価格を規定する；
- h) 承認された電力開発マスタープランに合致した開発を確保するため，電源，送電グリッド，配電グリッドの開発のための投資計画及び投資プロジェクトの実施を監視する；
- i) 電力市場の発展度合いに応じて，期限を有する契約を通じた売電及びスポットでの電力購入形式との間の容量比率と電力エネルギー比率を確定する；
- k)⁹⁶ 売電の調整及び実施に係る検査及び監査を行う；
- l) 電力市場における苦情及び紛争の解決を行う；
- m)⁹⁷ 発電ユニットと電力購入者との間の期限を有する電力売買契約，政府の規定に従った期限を有する電力卸売に係る売買契約の検査を行う；
- n)⁹⁸ 法令の規定に従って，電力領域における違反の検査及び処理を行う；
- 2.⁹⁹ 政府首相は，電力規制機関の組織，機能，任務及び権限を具体的に規定する。

第 67 条. 電力分野専門調査官¹⁰⁰

電力分野専門調査官は，検査官に関する法令の規定に従って実施する。

⁹⁵ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 23 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹⁶ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 23 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹⁷ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 23 項の規定に従って補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹⁸ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 23 項の規定に従って補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

⁹⁹ 本項は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 23 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

¹⁰⁰ 本条は，電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 1 条第 24 項の規定に従って改正及び補充され，2013 年 7 月 1 日から効力を有している。

第 10 章
施行条項¹⁰¹

第 68 条. 電気事業を行っている組織又は個人に対する規定

1. 本法が効力を有する時点より以前に存在した電気事業に関連する契約又は書面による合意は、当該契約又は合意において記載された期限に従って実施する価値を依然として有する（当館注：「引き続き有効である」の意）。

2. 本法が効力を有した後、本条第 1 項に規定する契約又は合意における改正、補充は、本法の規定に従って実施される。

3. 政府は、本法の規定に合致した組織、体制及び活動の調整を行うため、電気事業を行っている組織又は個人に対する条件及び期限を規定する。

第 69 条. 施行効力

本法は、2005 年 7 月 1 日から施行の効力を有する。

第 70 条. 施行ガイダンス

政府は、本法の施行に係る詳細及びガイダンスを規定する。

国会事務局

確実な統合文書

No.03/VBHN-VPQH

ハノイ、2018 年 6 月 29 日

事務局長
(署名)

グエン・ハイン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。

¹⁰¹ 電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.24/2012/QH13 第 3 条は、2013 年 7 月 1 日から効力を有しており、以下のとおり規定している：

“第 3 条

1. 本法は、2013 年 7 月 1 日から施行の効力を有する。

2. 政府、権限を有する機関は、本法において割り当てられた各々の条項の実施に係る詳細、ガイダンスを規定する。”

マスタープランに関連する 11 法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律 No.28/2018/QH14 第 12 条は、2019 年 1 月 1 日から効力を有しており、以下のとおり規定している：

“第 12 条. 施行効力

本法は、2019 年 1 月 1 日から施行の効力を有する。”